



# ベトナムに於ける輸入通関について

NNR GLOBAL LOGISTICS (VN) CO., LTD.

2016年9月

“Connecting  
your dreams”



## 目次

- 目次 1ページ
- ベトナムでの輸入通関について 2ページ
- MANUFACTURING IMPORTについて 3ページ
- MANUFACTURING IMPORTを行うためには? 4ページ
- VNACCSとは? 5ページ
- 各種リストについて 6ページ
- 最後に 7ページ

## ベトナムでの輸入通関について

- ベトナムでの輸入通関に関して、大きく分けて5通り御座います。
  - **TRADING IMPORT**
    - 製品を輸入してベトナム国内で販売する場合。
  - **FIX ASSET IMPORT**
    - 固定資産として工場内で利用する場合。
  - **PROCESSING IMPORT**
    - 無償供給(輸入)された部材を使い製品として国外へ輸出する場合。
  - **NO COMMERCIAL IMPORT**
    - 贈り物(ギフト、サンプル)として利用する場合。
  - **MANUFACTURING IMPORT**
    - 部材を有償で輸入して製品を国外に優勝として輸出販売する場合。

## MANUFACTURING IMPORTについて

- EPE (EXPORT PROCESSING ESTATE)
- NON EPE (EXPORT PROCESSING ESTATE)

上記2種類の会社登記がありますが部材を有償で輸入し、製品を作り有償として輸出するビジネスとなり下記の優遇措置が与えられております。

### 1. EPE 企業 :

部材の輸入時にDUTY & VATの支払い免除されますが製品を必ず 輸出しなければなりません。(一部ベトナム国内への販売も許可されている)

### 2. Non EPE 企業 :

部材の輸入時にDUTY を支払い輸入します。作られた製品を輸出することで輸入時に支払ったDUTYの還付手続きが可能。(輸出後60日以内に税関へ申請)

VAT(=輸入消費税)については以前は部材を輸入して、275日が経過したら、VATの支払いが必要となりました。この規則は廃止され部材がベトナムにある限りVATの支払いは発生しません。

+ 2年間通関規則を守ることで優良企業として認められると部材の輸入時のDUTYの支払いを免除される。

## MANUFACTURING IMPORTを行うためには？

- **MANUFACTURING IMPORTを行うには、下記のシステム、リストの御用意が必要となります。**
  - VNACSS SYSTEM
  - DIGITAL SIGNATURE (USB)
  - マテリアルリスト (VNACCSを用いてデータ入力)
  - ノームリスト (VNACCSを用いてデータ入力)
  - プロダクトリスト (VNACCSを用いてデータ入力)
  - Liquidation (書面で税関へ提示)

それでは、上記について、次のページで詳しく御説明させていただきます。

## VNACCSとは?

- **VNACCS**とは?
  - Viet Nam Automated Cargo Clearance Systemの略。
  - 日本の通関システムであるNACCSをベースに開発。
  - VNACCSは、日本のODA無償資金協力案件。
  
- **VNACCSへのデータ登録方法**
  - 手入力 or CSVファイルで一括登録??
    - 各種データ入力は手作業。
    - 過去に申告実績のある品物に関しては、データを呼び出し、前のデータを修正することで、転用可能。

## 各種リストについて

- **マテリアルリスト** : 「どういう部材を輸入するのか」を示したリスト。  
**部材を輸入する際に**、VNACCSに入力し税関に提出。
- **ノームリスト** : 「どの部材を、どのくらい使用して製品を作ったか」という構成比を示したリスト。  
**製品の輸出する際に**、VNACCSに入力し税関に提出。
- **プロダクトリスト** : 製品名が記載されたリスト。  
**製品を輸出する際に**、VNACCSに入力し税関に提出。
- **Liquidation** : 製品を輸出後60日以内にバランス報告書として作成・税関へ提示。(EPE企業は3カ月に1回)  
DUTY/VATの還付、免除となる。

## 最後に

- 管理する上での注意点。
  - 下記のようなことを行くと、「VNACCS上の部材の残数」と、「実在庫数」とに差異が発生するため、ご注意ください！
    - 「マテリアルリスト」に全く同じ部材にも関わらず、名前が少し違うものを次々と登録。
    - 「ノームリスト」を作成する際に、使用する部材の単位（重量、長さ）を間違えて記載。また「ノームリスト」のロス率が実態と大きくかけ離れるとベトナム国内で横流ししたと疑われDUTY/VATの支払いを求められることがある。

**「マテリアルリスト」で輸入した部材を、「ノームリスト」で輸出した製品を確り管理する事が、大変重要です！**





当社は、お客様の国際物流全般にお役に立てるような、サービスの提供に努めております。

“Connecting  
your dreams”



まちに、夢を描こう。  
にしてつ